

に判断をし直すといふようなことになるのか、全然切り離されたものであるかと、う點を一つ伺へて、

が少し、點を一つ伺いたい。
○金森國務大臣 今考えております過
渡期の調査委員會というものは、まだ

法律も施行されていない現在のことではありまするから、法律以外の方法でつくるのでありますて、だいたいの組立

て方は、内閣總理大臣の下におきまして、皇室財産に關係いたします皇室經

皇室用財産となるを適當と認むるもの
の範圍の中で、答申するということに
ついては、この二点が、

なるわけでござりますたいたいその組立て方も、昨日も申し上げました經濟法に認めておりまする經濟會議と類

似しておつて、しかし少しく小柄となつたものをつくりたい、こういうふうに考えておるわけであります、今挙え

ようとしております臨時の會議は、五月二日になれば——つまりこの皇室經濟法が定められるようになりますれば、

済済が行われる。ようになりまうれば、任務が終了いたしますから、結局五月二日までしか働かない、五月三日か

らは、できますれば新たなる皇室經濟會議が働くこととなるのであります、

されて、そうして新しく機關ができる
ということになりますので、事務の引
替りはいたしますけれども、直接に先

律上の承継であるわけではございません。そういうふうにして現在の過渡的
委員會が過渡的問題を處理、二十二

委員會が過渡的の問題を處理いたしまして、それが済んだ所で皇室經濟會議が後を受け繼ぐということになるわけ

であります、そうすると、その經濟會議は第一條第四項のような規定によりまして、皇室用財産に關し必要な調査を行ひ、これを内閣に報告するという

ことになりますて、そこに五年を超えない期間とあります、何も五年待つておる必要は毛頭ありません、必要があるりますれば、新しい經濟會議が全部をまた批判し直すこともできるという仕組になつております。

○井伊委員 只今の過渡處理の皇室經濟會議類似の一つの委員會のようものがでけるまで、これが處理をいたしますことが、附則の第二項にあります、そうちたしますと附則第二項を全部一應われゝが承認いたすといふことに相なりますれば、このまゝ全部認めてしまらうということに相なるのであります。すなわち重點は皇室財產であります。が、すなわち重點は皇室財產であつて、本法施行の際に國有財產法の國有財產となるものがどれだけのものであるとか、或はどんなものであるとか、或はその中で施行の際に皇室用に供せられるものはどういうものであります。どれくらいあるかというようなことは、その時になつてからどういうものであるかということがわからず、そのまゝ現在こゝで承認してしまふことになると思うのであります、従いまして、この第二項にあるような、從前皇室財產であつて、本法施行の際に國有財產法によつて國有財產となるもののがどのくらいになるか、その施行の際に皇室財產となるものは、どんなものがなるかということは、一應こゝで示しておく必要があると私どもは思うのであります、しかしこれを承りますことでも、事實上困難であろうと思ひますし、承つても、これをそのまま認めることには、實際こゝまかくなれば、かえつてわからぬので、皇室用に供せられてあるものとして、一應常識的になにこれを見認する、こういうことになら

ると思うのであります、しかしそれが
けに、これは何か後ににおいても皇室經
濟會議を通して、その前にこういふも
のが経過的規定として認められたとい
うことの報告はあつてしかるべきであ
る、こういふうに思うのであります、
す、しかし事實は、經濟會議の方では、
その以前にある事務報告は受けられる
かも知れませんけれども、義務として
これを國會に報告する、内閣に報告せら
れて、内閣からまた國會にこれが報告せら
れるというふうに、實は規定しては
ないのであります、その點の、これに
對しましてのお考えはどうであります
ようか、別にどれかの規定によつて、
或は法の全體の趣意から、報告せら
べきものであるといふようなお考えで
あるのでありますようか

判斷をいたしましたて、もしそれが間つておりますればそれを補正するか、或は責任を問うとかいうようなところならうと思います、その時にどういうような報告を内閣及び國會に對するかということは、この法律で規定をいたしておりません、しかし正憲法の第六十二條によりますと兩議院はおのゝ國政に關する調査を行いまして、これにつきましていろいろな記録の提出を要求する所の憲法ではございませんけれども、しい憲法の時代になりますれば、その途はつきりついておるのであります、また必要がありますれば、そういう固苦しい方法によらなくても、るべき御連絡をすることはできよう存じております。

○井伊委員 その點わかりました、それでついでに申し上げますが、附則第三項に「この法律施行の際、從前皇室會計に所屬する権利義務で國に引き継がるべきもの」ということになつておるのりますが、この権利義務といふのはだいたいどういうものがこれに屬しておるかということを承りたいのであります。

なお併せてお伺いますが、政令なりこれを定めるとあります、これが政令というのは、新憲法施行後といふことになりますか、そうするとその後だけのことになると思うのですが……

○金森國務大臣 この法律施行の際の經過規定は、今豫想しておりますのは大してありませんけれども、しかしこういろいろ實際の場面におきまして、取扱いに面倒を生ずるものもないとは言えないのです。用心のためにさうな規定を設けたのであります。たとえば債権者がつきりわかつておりますので、それに支拂をすることができない、たとえば向うが歸還者であつて、まだ還つて來ない歸還者であります。渡すにも渡せないと云ふことはまかい問題で、大したこととはございません。ほんの、清算事務の途中に起る問題でありますから、大したことではないと思ひますけれども、とにかく権利義務の具體化をはかります上において、何か事があり得ると思うわけであります、その用心のためにこの規定を置いたわけであります。その實際のやり方は、こゝに政令できめるということになつておりますが、勿論政令は效力を生じますように、これを定めるについでは、憲法の施行後でなくてはならぬと思ひます。が、準備を内輪でいたして置きますことは一つも差支えないのでありますからして、この經濟法が施行されまするその瞬間に、その政令を出すといふふうに今の所は計畫を立てております。

○井伊委員 併せてその権利義務、だいたいどういうようなものでやるか豫想しておられまするならば、もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○金森國務大臣 これは規定がいかめしいのでありますけれども、實際はこれに該當することがほとんど起らないかも知れないと思つております、つまり、佛おうと思つても相手がいなへ

受け取らざると思つても相手がいなしと
いう場合が、理論上あり得るわけであ
ります、皇室の會計に屬する權利義務
で、そういうことがそらあらうとは思
つておりませんけれども、しかし法と
いうものは周到を期するために、かね
うな規定を置いておるのであります
○井伊委員 この皇室經濟會議はど
うに對して責任を負うつもりであります
が、その點をお伺いいたします
○金森國務大臣 これは行政部局の一
つと考えております、從つて内閣總理
大臣所屬の一つの會議というふうに考
えております、しかしその責任の問題
は、國會がすべて行政の監督權をもつ
ておるといふのでありますから、國會
が内閣を經由してこれを監督する、こ
ういう建前にならうと思つております
○井伊委員 これは、そうすると、「一
應は内閣總理大臣がこれを統括せられ
る、そうするとどうなりますか、これ
は國會に對してやはり連帶して責任を
負う」ということになりますか
○金森國務大臣 もとよりその問題に
つきまして、内閣は國會に對して連帶責
任を負うわけになります
○井伊委員 皇室經濟會議のことはこ
れだけでありますか、もう一つ、皇
室經濟法の第一條の第三項であります
が、「皇室用財産は、收益を目的とする
ものであつてはならない」、これはどう
いうことでありますか、この收益とい
うことの意味はわかりますが、收益と
いうものになるかならぬかといふよ
うなものが非常にあり得るのではないか
か、それとも、收益として私の想像し
ておりますのは、田地といふようなも
のが若干残されることはないか、耕作
です、それはどうなりますかわから

もので皇室の供奉と申しますか、そういうようなものをおとりになる必要がある。うなものは、やはり皇室用財産でなければならぬが、しかし、全然そういうものはないらぬとすれば、私の豫想しているような問題はありませんけれども、そういうものが多少皇室用財産として残るとなれば、そういうようなものは収益といふものに係わるかどうか、というような疑問を持ちますので、その邊のことと關連して一つ……

○金森國務大臣 皇室の財産は、既に第一條の初めの方にありまするよう

に、皇室の公用に供する趣旨のものでありまするが故に、収益ということは本來あるべからざることでありまして、たゞ裏表から規定をして、間違いの起らぬようにはつきりさせたというだけのことであります、そこで収益とはどういうことかと申しますと、これは認定の問題でありまするけれども、これに加えた勞力、これから得る利益を考えまして、利益の方が餘計にあるといふことにほかならぬと存じております、たゞしかし、ものが収益があるということ、収益を目的とするといふことは非常に差があるのでありますて、初めから収益を目的とするということは、普通は収益の目的に屬しておると思います、しかし外國使臣待遇するために切花が必要であるといふのでは、もしも公の施設として切花をつくる花園が一部分にあつたからとて、それは収益を目的とするということには

のを別に考えておるわけではございません。せんけれども、理窟を言えばそういうことにならうと思ひます、であります。源にした、或は耕地等をもつて或る經濟的な利益を得るようになりますといふようなことは、今後の公用財産には絶対にないことになるわけであります、たゞしかし、これと關連して、間違いを避けてするために御説明を申し上げておきたいのは、理論的に申しますれば、この公用と陛下の純粹の私用というものがあるわけであります、だからその公用の面におきまして、もしもその財産がほんとうに純粹の私有財産であります、けれども今の所はさようなものであらうとは實は想像いたしておりますが、それからもう一つ考えますのは、は理論的には考えられるわけでありますまゝ、或る目的によつて財産を管理していく、その結果若干の利益を生み出しが考えられるかも知れない、それからもう一つ考えますのは、あります、これは理論的の問題でありまするが、たとえば富殿の一部に木が生えておつて、その木が枯れてそれを賣却する時になりますれば、何か經濟的の價値がそこに出で来ますけれども、そういうことはすべて収益を目的とするものではないと考えております、さような解釋を前提としたしまして、一切の公用財産には収益を目的とすることはないときめております。

いたどきます、それはこの經濟法の第二條についてであります、第二條の第一項第二項までは格別疑う所はないのであります、第三項すなはち一番おもしろいの項に「一年に満たない期間内に、云々という規定があるのです、これは條文自體としては、必ずしも私は意味がわからぬということだけではないのでありますけれども、現實の問題となつた場合に、これでは非常に困る問題が起きるのではないかと考られますが、といふのは結局この規定の内容から見ましても、かりに天皇といふ立場をとつてみますと、天皇はお一人であつて、陛下に對して物を獻上しようといふ方は澤山あるということがありました時に、おのの／＼の人には既に天皇の方にいくら財産が譲り渡してあるか、陛下がお受けになつておるかわかつて、いいわけでありますから、場合によりますと、既に陛下が一年に満たない期間内にお受けになつた金額が、一定額に達しておつて、残りの人には至らぬことを出しきれない、極端な場合を言ふと、この一定額を一度に誰かが陛下に獻上してしまつたとが起きた時には、その他のものは全然獻上ができないことになる場合もありますし、同時に陛下の方からしまりますし、それでも特別の事情が起きてどうしても使用しなければならぬというような場合が起きましても、この定額以上に受けはならないとあって、それはどうよりもならぬというよくな不便が生じて来る恐れがあるのであります、それについて政府の方ではどういうふうにお考えになつておるのでありますか

ねになりませんしたよりな部面の起ること
はもとより考えなければなりません。
憲法八條の趣旨によりますと、皇室に
關しましての財産の動き方は、國會の
議決を要するというのが根本原則であ
りまして、この條文によりましてその
窮屈さを緩和させるというのがこの趣
旨であつたわけがありますが、第一項
の一號、二號及び第二項の本文の規定
によりまして、國會にかけなくともい
い場合がこゝに擧げられております。
つまり憲法第八條に對する特例といた
しまして、國會にかけなくてよい
場合と、皇室經濟會議の議を経なければ
ならぬ場合、この二つを規定して
おるわけであります、所がかように例
外をつくるておりますと、その例外を
活用して、何か思いもつかぬような大
きな財産の流通があるということにな
りますと、憲法八條の趣旨が壊れると
いう考え方が成立するわけがあります。
そこでそれを何とかして間違ひの起る
疑いを避けるようにじなければなら
ぬ——間違いが起ると斷定するのは少
しく行過ぎであります。そういう疑
惑を避けるというだけの立法上の工夫
をして、議會の權威を尊重するだけの
覺悟をもたなければならぬ、こういう
立法の要求があるわけであります、所
が他の一面におきまして、そういう形
で一つ／＼の輕微な財産の動き方が、
一々國會にかららなければならぬよ
うになるということもまことに不自由
なわけでありまして、この二つの考え方
が、そこでこゝに第三項を設け
あります。

まして、第三項は少しあかりにくい文字になつておりますけれども、この意味は、一年という期間を眼の中に置いて、その一年の間に第一項の一號、二號、すなわち略式手續で財産の移動ができる場合の總額を計算いたしまして、それがこの法律に豫想しておられまするような一定の額、たとえば七十萬圓とか百五十萬圓とかいうようないまで到達しておりますと、その到達した後におきましては一號、二號の規定によらないというのであります。が故に、憲法八條の原則に歸つて國會の議を經なければならぬ、こういうことになるのでありますて、つまり例外を、第一項でつくりましたので、末項におきましては、もうその例外の縫切りである、これから先は例外でなくなつて本則に歸らなければならぬ、こういう規定をつぐつたわけであります。第届と言えどもたしかに第届であります。この例外を本則に戻すといふことの結果はどうなるかと言いますと、その金額を超えた部分につきましては、一々國會の議決を経なければならぬということになると思ひます、そこでこの規定だけを見ますと、あまりに確實性を尊びましたために、融通がきかなくて不便ぢやないかといふお疑いも起り得ると思ふのであります。が、しかし普通の物の動きはそう特別な變化はないと思ひのでありますて、およそ適當なる金額を盛り込んでおきますれば實際には支障はない、たゞ客觀的に確實な姿を保證することができる、こういうようなことにならうと思うわけであります。でありますから、問題は末項に豫想しております所の金額をどういうふうに想定するかということにかゝつて

来ると思つております、先日御説明申上げましたが、第一項の一號はまづ五萬圓見當を——これは普通の皇族について言うのであります、天皇に對しては別に考えていいと思つております、普通の皇族について五萬圓見當、それから第二號の方はやはり普通の皇族について二、三十萬圓見當、こういうふうに考えまして、天皇に對しては、それは御家族の範圍も廣いのでありますし、また御地位に鑑み特別に考えなければならぬ、また場合によりましては、攝政につきましても何かの例外を考えなければならぬ、こういうふうに存じております、そこでその金額を片方は五萬圓、片一方二、三十萬圓という金額を一應豫想いたしまして、そうしてそういうふうなことが若干許されたる簡便法によつて動くものといたしまして、それが累積されてどのくらいになつたらこの邊で締切りにするという額を考えなければなりませんけれども、今所非常に考え方方がむずかしいのであります、あまり大きな金額にすると不自然で、小さくすると不便といふわけであります、いろいろ考えておりますけれども、實際はあまり大きな金額は、未項につきましても盛り込みにくいのではないか、まあ常識から申しまして、皇室の御經費等を目算をしてみまして、それの何割とかいうような所で見當をつけて行くよりほかにしようがないと存じております

受けをした、そしてまたその中の一年以内ということはほつきりいたしませんが、この末項の「一年に満たない期間」というのは、いつから勘定するわけでありますか

○金森國務大臣　この一年と申しますのは、法律で一年ときめただけでありますて、その一年をどういうふうに計算するかということは施行の規則、すなわち政令等によつて定めるものと考えております、その定め方は、もとよりその政令がきまるまでは、ほんとうの確實なことは言えませんけれども、一つの考え方といたしましては、形式的にはありますが、これが施行されます五月三日から計算をいたしまして、毎年五月三日に始まり翌年の五月二日に終る一年間、こういうものを區切つて行きますと、ほど一つの目算は立つて、そのちようど年度の變り日の所でいろいろなことが起るかも知れませんが、これはしかたがない、そういうふうに思ひます、甚だ機械的でありますて、その間を區切りとする、そうすると一年間の累積をどういう風にして調べるかということになりますが、これはお説の通り甚だ面倒でありますて、皇室の御一人々々の方につきまして記録をつくり、それについて、金額の動きでありますればそのまま計上できますけれども、金額でなく物體でありますれば、それをもうよそ金額にして、そうして計算をつくつて行かなければならぬ、こういう面倒は起ります、しかしどうもやむを得ざるものとお思つております、そうやつて累積して行きまして、おうよそ帳簿の締切状態を見まして、實際はもう少し時期をますとがなんとかいふことになつて解決するわ

されるだらうと思つております
○小島委員 どうもこの末項の規定を
読んでみますと、なんだかひどく
ちようど平家の土が水鳥の羽音に驚いて
逃げてしまつたというようなその形
があつて、とんでもないことを考えて
しまつて、その陰の幽靈に驚いてこん
な規定をつくつておるよう思ひます
が、私としてはこんな必要はないの
だ、尤も一應規定されておるのであり
ますから、強いて削るといふようなこ
とは考えておりませんが、たゞ別に宗
廟の一定價額、この價額といふものにつ
いては相當注意深い考慮を拂つてい
ただきたいということを希望いたしま
して、私の質問を終ります
○樋貝委員長 これにて質疑は終了いた
しました、午後は二時より閉會いた
しまして、討論、採決にはいることと
いたします、これにて休憩いたします
午前十一時十四分休憩

のみを強調しておいて、そうして肝膽の天皇が日本の國民の象徴であるこの觀念を忘れないように、この觀點に引きまして相當程度皇室の御經費、或は皇族方の御經費といふものについへては、御ゆとりのある金額を認めていただきたい、かようにも思つております。殊に第二條の末項にあります所の金額につきましては、相當ゆとりをもつて規定されませんと、將來國民に恐慌でもない心配をかける、そなへてまた陛下の日本國民の象徴である御地盤に傷をつけるというようなことになつても困ると思ひますから、何とぞこちらの點につきましては、將來別の法律を政府が提出せられる場合におきまつて、十分考慮せられんことを希望しますまいものでござります。

○樋貝委員長 吉田安君

○吉田(安)委員 皇室經濟法はわづか十一條よりなつておるのでありますけれども、その重要性から慎重に考慮を以て、十分考慮せられんことを希望しますまいものでござります。しかしながらだいたいにおいて本案を了承いたしましたが故に、わが進歩黨におきまして原案を賛成する次第でありますたゞ一言希望を申し述べますれば、中華人民共和国が行なつた大變革が行なわれまして、將來國民がひとしくこの皇室の御經濟といふの物價の状態から考えて十倍と見てよ

四千五百萬圓は必要ではないかといふことを言つておられたのでありまするが、私もそういう點はすぐぶる感度あります、従つて只今小島議員から申し上げました通りに、ただ天皇も國民とともにあられる一個の國民だという觀點のみから急ぎますると、私これはいかなる結果に立ち至るかを憂慮するのであります、そういう點の觀點をもつておきましては、天皇は國家の象徴であられるということに大いに考えを及ぼしまして、皇室の御經濟につきましては十分ゆとりのあるように考慮することが、最も大事なことであると考えるのであります、つきましては第二條の末項に規定してありまするこういふ議員といたしましても十分考慮すべき點であります、これは別に定むる法律を制定いたします時には、われくおかれましても十分この點は御勘案願ひを希望してやまない次第であります、同時にこの租税關係であります、この點も十分御考慮を期待してやまない次第であります、以上をもちまして賛成の意を表する次第であります

たる地位に副い、且つ民主的な意味においてこれが法律の運営を期待するものであります、これの運営の原則につきましては、だいたいこれをとするものであります。が、ただこの皇室財産の明確なることを要することは、この立法の精神自體の要求であると考えるものであります、すなわちその皇室財産の全體が明瞭にならざれば、財産税によつて引かる部分も、また憲法の第八十八條によつての國に屬する部分も明らかになりますん、この點を明らかにするということがすなわち最も大切なことであります。この點については一箇の疑惑を與えるといふことがあります、これは實に國民の皇室に對する衷心の表裏なき考え方であると考えるのであります、しかるに皇室經濟會議は、この皇室用財產とくものとの確定をいたしまして後に初めて成立することになります、それがためにその點についての過渡的な處理が必要であります、これがためにその點についての皇室經濟會議とほゞ同様なる類似の機關を設けるということを政府が聲明せられたことを多とするものであります、むしろこの法律案そのものに含まれない所の過渡的なその機關こそ、この法律案が成立して皇室經濟會議が活動をいたしますことの最も大切な基礎をつくるものであります、この點は最も明瞭なる處置がとられなければならぬと考えるのであります、その意味におきまして、この豫想せられたる機關の構成に當りますては、どこまでもこれは民主的なものをもつて構成するということが望まれるのであります、これによりまして、初めてこの誕生すべき皇室經濟會議は百年の後まで

○樋貝委員長 酒井俊雄君
○酒井委員 私は協同民主黨を代表いたしまして、原案に賛成をするものであります。皇室の經濟に關することでは、從來國民の關せざる所に置かれまして、議會におきましても、定額の四百五十萬圓を皇室費として、これを毎年とつて來たのであります、その内容に至りましては一言もこれに干涉する立場でなかつたのであります、たゞこの定額を増すの議決だけをいたしたという狀態でありますた、皇室の基本法であります典範とともに、これが國民の世界からかけ離れて、皇室自治の原則の中へ織り込まれておつたのであります、今回憲法の改正によりまして、皇室もまたこの憲法の大原則の下に、この經濟が運營されて行くことになり、その根本なる精神でありますする民主主義の徹底、皇室におかれてもやはり國民の一人として、この憲法の大原則の下に規律され運營されて行くといふこの精神を、この經濟法を通して生かすべく運營していただきたい、という希望を附しまして、原案に賛成するものであります。

たします、本法案は憲法八十八條で規定せられました、わが國皇室の本來の御面目である所の皇室無財産の、この美しい、嚴かなきまりが憲法ではつきりときまつたのであります、これを具體的に生かし運用するものでありますので、最も慎重にこの法律案の施行については考へていただきたい、ということを希望を申し上げたのであります、すなわち、別に法律で具體的の経費はきまるのであります、それは私としては遺憾と思うのであります、その別に法律できまる所の價額について希望を附しておきたいのであります、皇室の純粹性を保持し、その御安泰をはかる點から申しましても、この皇室無財産ということは、まことに美しく尊いものであります、同時に、その經費を國民が負擔するといふ所に、より以上に私は喜びを感じているのであります、これこそ國民の至情であり、喜びとする所であります、いわゆる皇室と國民とが直結した、皇室即國家であるという、この國民の信念を具體的に事實として現わすのが、この法案であります、そういう意味におきまして、別の法律できまる價額につきましては、最も慎重に規定し、具體的の、少し例を申し上げますならば、今度の戰災で宮城等も焼失しております、また三笠宮、或は東久邇宮の殿舎も焼失しているのであります、こういう點についての復興計畫はもとよりあるが、皇室によつて保護を受けて來ている所の日本の國を尊からしめ、價値あらしめ、世界に意義あらしめる所の多くの文化的なもの、こういふ實に尊いものが皇室のおかげをもつて、保護し傳承して來られたものが澤

山あるのであります、勅封なるが故に、御物なるが故に戰亂戰國の世にあっても一指をも染めなかつた、こううものの將來の保護保管等につきましては、特に別にきまる所の法律によつては、経費的に考慮していただきたい、こう思うのであります、以上の希望をつけまして本案に賛成いたします。
○権員委員長 討論は終局いたしました、これより採決いたします、原案に賛成の諸君は御起立を願います。

が御出席下さいまして、熱心なる御審議を續けて來られたのであります、政府またこれに對しましては至れり盡くせり、懇篤なる御答辯があり、こゝに幸いにいたしまして兩案を可決いたすことになりましたのは、われく委員一同といたしまして、まことに感激と喜びとを感じる次第であります、こゝに最後の時期に當りまして、各位の御努力に對して感謝をいたす次第であります。

なおこの委員會におきましては、付託を受けました二議案がこゝでだいたい終了いたしましたので、明日の本會議にこの皇室經濟法案を上程いたしたい存じよりであります、以上御挨拶を申し上げた次第であります。(拍手)

○幣原國務大臣 ちよつとこの機會に一言申し添えることをお許し願いたいのであります、この法案につきましては、皆様非常に御熱心に御研究下さいましたことは、私非常に有難く思うのであります、殊に只今各黨派を代表しておられる皆様方の御演説を承りましたことは、皆様方がこの皇室に對し奉りほんとうの御心持を私は了解することができまして、私はこれほど嬉しく思つたことはありません、(拍手)この點私かられどもお禮を申し上げておきます、どうかこの趣旨をもつてこの法律ができました時に運営を期したい、こう思うのであります、ちよつとお禮申しあげておきます、有難うございました

○権員委員長 本日はこれにて散會いたします

午後二時四十五分散會